

議案第103号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 処分する財産及び数量
北上市相去町山根梨の木43番129
9,917.38平方メートル
- 2 処分の方法
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
- 3 処分する価格
160,000,000円
- 4 処分する相手方
愛知県豊田市本町中根98番地
司企業株式会社
代表取締役 庄 司 只 功

令和8年1月23日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上南部工業団地の用地の一部を、司企業株式会社の事業用地として処分しようとするものである。